旭医大達第112号
令和8年10月30日

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成１６年旭医大達第５３号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改　正　後

（略）

附則

この規程は，令和8年10月30日から施行する。

別表

1　保険適用外の料金

区分		金額
（略）	（略）	（略）
先進医療料	ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（ＰＣＲ法）	29,700
	アスピリン経口投与療法	4,160
	標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査（新設）	560,000（新設）
（略）	（略）	（略）

【改正理由】

先進医療の「標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査」の届出が受理されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

現　　行

（略）

別表

1　保険適用外の料金

区分		金額
（略）	（略）	（略）
先進医療料	ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（ＰＣＲ法）	29,700
	アスピリン経口投与療法	4,160
（略）	（略）	（略）